

八幡平市中干プロジェクト 運営規約

第1条 (目的)

水稻栽培における中干し期間の延長による CH4 排出量削減プロジェクトは、稲作における中干し期間を延長することにより CH4 排出量を削減する会員において得られた温室効果ガスの削減効果を取りまとめ、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、「J-クレジット制度」という。）実施要綱（原始的には 2013 年 4 月 17 日経済産業省、環境省、農林水産省決定。以降の改訂を含む。）に基づき J-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」、「集合化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

第2条 (本会の名称)

水稻栽培における中干し期間の延長による CH4 排出量削減プロジェクトを推進する本会は、「八幡平市中干プロジェクト」と称する（以下、「本会」という）。

第3条 (会員資格)

本会の会員となるためには、次に掲げる要件を充足しなければならないものとする

- (1) 入会申込書の提出日から遡って 2 年前より後に岩手県八幡平市に所在する水田において、水稻栽培の中干し期間の延長を行っている個人もしくは団体、日本国法上の法人であること。
- (2) 管理運営者に対して、J-クレジットの認証申請に必要な一切の資料・情報を提供するとともに、温室効果ガスの削減効果を計測し実績報告を行うために必要な一切の行為に同意・協力することを約すること。
- (3) 国内で行われている他の温室効果ガス削減事業又はプロジェクトに参加していないこと。
- (4) 発生したクレジットのモニタリングのため、水田や設備の現物確認等、審査機関が実施する机上又は現地審査に同意・協力することを約すること。

第4条 (管理・運営)

1. 本会の管理及び運営は、八幡平市及び株式会社バイウィルが行う（以下、「管理運営者」という。）。
2. 本会の会員の代表は、八幡平市とする。
3. 本会の会員は、以下に掲げる業務を管理運営者に委託し、管理運営者はこれを受託する。
 - (1) 入会希望者の入会申込書の受領及び入会審査

- (2) J-クレジット認証委員会への事業計画の申請に係る業務
 - (3) J-クレジット認証委員会への実績報告（J-クレジット認証申請）に係る業務
 - (4) 認証されたJ-クレジットの換価・分配に関する業務
 - (5) 地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業への活用に係る業務
4. 前項第4号の分配は、会員が指定する金融機関口座に振り込む方法により行うものとする。なお、振込手数料は会員の負担とする。

第5条 (J-クレジットの売却益の取り扱い)

- 1. 認証されたJ-クレジットは管理運営者が取得し、売却の対価として取得した金額は分配および環境貢献活動の運営に活用するものとする。
- 2. 会員への分配にかかる還元率、管理運営者が会員に対して別途提示する「還元率通知書」の定めに従うものとする。
- 3. 管理運営者は、前項の還元率通知書を、電子メールによる送付その他管理運営者が適切と判断する方法により会員に交付するものとする。

第6条 (入会申込)

- 1. 本会に入会しようとする者（以下本条において、「入会希望者」という。）は、本会所定の「入会届」を、本会の定める方法により管理運営者に提出する。
- 2. 管理運営者は、前項の「入会届」記載の事項及びその他の情報に基づき、次に掲げる事項につき入会希望者の入会審査を行うものとする。
 - (1) 入会希望者が本規約に規定する会員資格を有していること。
 - (2) その他管理運営者が本会への入会を不適当と判断する事由のないこと。
- 3. 入会希望者は、前項の審査を経て本会の会員としての地位を取得する。

第7条 (認証申請)

管理運営者は、概ね年に一度、J-クレジットの認証申請を行う。

第8条 (管理運用報告)

管理運営者は、会員に対して、業務の実績について、第4条第3項に掲げる業務の全部又は一部の業務の実績について、管理運営者が定める年に1回の特定の時期に、管理運営者のホームページ等に掲載又は各会員に対する個別の通知をもって報告する。

第9条 (会員に関する届出)

会員は、本会の存続期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を直ちに管理運営者に届け出なければならない。

- (1) 会員の商号に変更があった場合

- (2) 会員の所在地に変更があった場合
- (3) 会員が組織再編、事業譲渡を行う場合
- (4) その他管理運営者が必要に応じて指定するとき。

第10条 (水田に関する届出)

会員は、本会の存続期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を直ちに管理運営者に届け出なければならない。

- (1) 施用方法等、温室効果ガスの削減効果の変更を伴う一切の改変を行った場合
- (2) 水田を処分（売却、譲渡、交換、抵当権の設定、質入れ等をいう。）しようとするとき。
- (3) その他管理運営者が必要に応じて指定するとき。

第11条 (会費)

本会の会費は、無料とする。

第12条 (退会)

- 1. 会員は、本会を退会しようとするときは、運営管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。
- 2. 運営管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。
 - (1) 第3条に掲げる要件を満たしていないとき。
 - (2) 前条の届出があったとき。
- 3. 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

第13条 (除名)

管理運営者は、会員が次の各号の一に該当する場合は、当該会員を除名することができる。

- (1) 会員が第3条に定める会員資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的と相違する行動をとった場合
- (3) 第9条又は第10条に定める届出を行わず、本会からの催促後2週間以内に当該届出を行わなかった場合
- (4) 会員が第16条に反した場合

第14条 (存続期間)

本会は、八幡平市及び株式会社バイ ウィルが実施する水稻栽培における中干し期間の延長によるCH₄排出量削減プロジェクトの認証対象期間の間存続するものとする。

第15条 (個人情報の取扱い)

本会の運営にあたって会員から取得した個人情報は、管理運営者のプライバシーポリシーに従って取り扱うものとする。

第16条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、自ら又は自らの役員（取締役、業務執行社員又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「暴力団員等」という。）及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配し、又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 本規約に定める責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本会又はその事業に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明、確約に関する虚偽の申告をしたことが判明し、このため会員としての地位を継続することが不適切である場合には、管理運営者は何らの催告を要せず、当該会員を直ちに除名することができるものとする。この場合、除名によって会員に損害が生じたとしても、本会又は管理運営者はこれを賠償する責を一切負わないとともに、損害賠償の請求を妨げられないものとする。

第17条 (委任)

管理運営者は、第4条に定める業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。この場合において、管理運営者は、再委託先の行為について自らの行為と同一の責任を負うものとし、再委託先に対して本規約に基づく義務と同等の義務を課すものとする。

第18条 (免責)

1. 本会及び管理運営者は、本規約第4条第3項に掲げる業務及び本会が会員のために行う一切の行為に関し、管理運営者に故意又は重過失がない限り、金銭的・非金銭的、作為・不作為問わず、会員に対して一切の責任を負わない。
2. 前項の規定により本会及び管理運営者が会員に対し金銭的責任を負う場合であっても、その損害賠償の範囲は、本会及び管理運営者が会員のために支出した金員を上限とする。
3. 前2項の規定は、会員の退会又は除名後であっても、本会及び管理運営者と会員との関係を規律する。

第19条 (管轄)

本会に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第20条 (本規約の改訂)

1. 管理運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員の個別の同意を得ることなく、本規約を改訂することができるものとする。
 - (1) 本規約の改訂が、会員の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規約の目的に反せず、かつ、改訂の必要性、内容の相当性その他の事情に照らして合理的である場合
2. 管理運営者は、本規約を改訂する場合には、改訂後の内容及びその効力発生時期を、管理運営者のホームページへの掲載その他相当な方法により、あらかじめ会員に周知するものとする。

第21条 (細則)

本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、管理運営者が細則において定める。

<附則>

本規約は、2025年1月1日より制定・施行する。

- (1). 2025年1月1日制定
- (2). 2025年1月7日改訂
- (3). 2025年2月28日改訂
- (4). 2025年3月24日改訂
- (5). 2026年1月29日改訂